

## 第 4 次札幌市産業廃棄物処理指導計画の骨子(案)

### 1 計画策定の趣旨等

#### 位置付け

○廃棄物処理法第 5 条の 5 の規定により産業廃棄物の発生抑制及び適正処理等に関する基本的事項を定め、札幌市の産業廃棄物行政の推進を図るための法定計画に位置付けられる。

#### 理 念

○持続可能な環境保全型のまちづくりを目指し、市民・事業者・行政が協働して、循環型社会形成の推進に取り組む。

#### 計画期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間（中間評価年度：平成 30 年度予定）

### 2 基本的な考え方

- (1) 排出抑制、適正処理の推進（現行計画の承継）
- (2) 重点施策の選択と集中
- (3) 未活用再生資源の有効活用

### 3 計画の基本方針の方向性

「産業廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法第 11 条の規定に基づき排出事業者が処理責任を有する。」という基本原則に従い、次の施策を展開する。

#### 方針 1 産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進

- 重点施策 事業者指導の推進（各種報告書の提出指導及び分別の推進等適正処理指導）
- 重点施策 産業廃棄物の排出事業者への法令順守の指導、啓発  
（多量排出事業者を中心とした建設リサイクル法の円滑な運用等）
- 重点施策 市民から信頼される優良産業廃棄物処理業者の育成

#### 方針 2 産業廃棄物の市域内処理の推進

- 重点施策 本市発注工事における産業廃棄物の排出抑制及び再資源化の推進
- 重点施策 産業廃棄物の直接最終処分量低減に向けたリサイクル推進の検討
- 重点施策 事業系廃棄物に対する一体的指導の推進

#### 方針 3 未活用資源の有効活用の推進

- 重点施策 直接最終処分率の高い産業廃棄物の資源活用の推進に向けた検討（廃石膏ボードなど）
- 重点施策 排出現場における分別の徹底による未活用資源の有効利用の推進